歯科医師国保の

マイナンバー制度対応をお願いします。

平成 28 年 1 月からマイナンバー制度が開始され、これから歯科医師国保組合でも各種手続きでマイナンバー（個人番号）を利用することになります。事業主等の取次者の方には、各種届出書等に被保険者のマイナンバーを記入して、ご提出をお願いします。

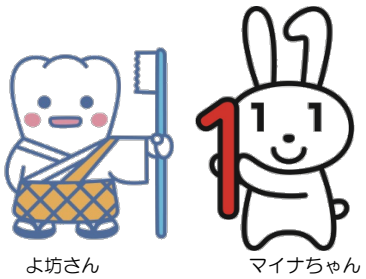

これからの手続きは？

○マイナンバー提出の必要な方

当組合がマイナンバーを取得する対象は、平成 28 年 4 月 1 日現在加入している被保険者（組合員及びその家族）及びそれ以降の新規加入者です。（後期高齢者組合員は含みません。）

平成 28 年4月以降の新規加入者については、個人番号欄がある新様式の資格取得届を用いてマイナンバーをご提出ください。

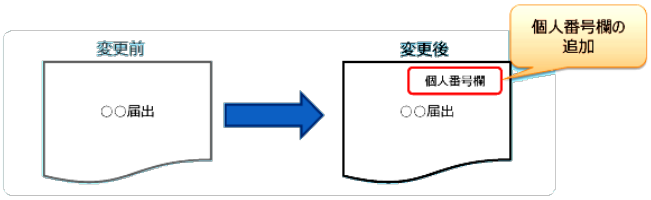

○今後マイナンバーが必要になる書類とは？

事業所経由で提出する届出書等で、マイナンバーの記入が必要なものは、**「資格取得届（従業員・家族）、「資格喪失届（従業員・家族）」**です。

なお、各組合員から提出していただく**「住所氏名変更届」、「遠隔地交付申請書」、「紛失再発行申請書」、給付関係の申請書（高額療養費、限度額適用認定証等）**についても、個人番号欄がある新様式に変更となり、マイナンバーの記入が必要となります。

①事業所経由で書類を提出する場合（資格取得・喪失）

〇届出・住民票

・事業主は、国民健康保険に関する個人番号関係事務において利用することを説明の上、事業所で本人確認※を行い取得した従業員及び家族のマイナンバーを所定の記入欄へ記入してください。

・届出書等に住民票提出が記載されている場合、住民票はマイナンバー記載のものをご用意ください。

②組合員本人から直接書類を提出する場合

（住所氏名変更・遠隔地交付申請・紛失再発行申請・給付関係申請）

〇届出又は申請書・住民票　　〇給付関係においては申請書・領収証等

・申請者は、マイナンバーを確認の上、所定の記入欄に記入してください。

・届出書等に住民票提出が記載されている場合、住民票はマイナンバー記載のものをご用意ください。

・提出方法が郵送・直接持参いずれの場合でも、本人確認※のための書類が必要になります。郵送の場合は該当書類のコピーを同封してください。（下図参照）

※本人確認とは、提示された番号が正しいことの番号確認と、身元を証明できる書類等の提示を求める身元確認のことを指します。
ただし、過去に一度本人確認の上でマイナンバーを提出しており、当組合のシステムにその記録がある場合は、番号確認の省略は可能です。

《本人確認に必要な書類等のパターン》

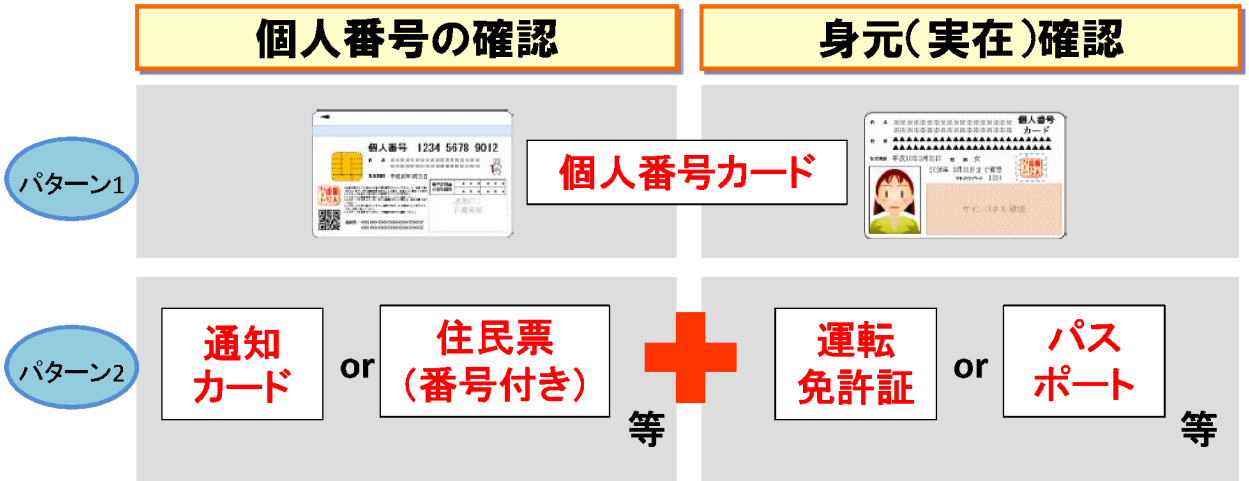

③代理人経由で書類を提出する場合

・①の書類を事業主本人ではなく、代理人を介して提出する場合は、代理人が事業主の代わりに責任を持って、マイナンバーの取得・記入等を行ってください。またその場合、代理権の確認と代理人の身元の確認書類が必要となります。

・②の書類を組合員本人ではなく、事業主の家族や社会保険労務士、組合員本人の家族、知人等の代理人を介して提出する場合、本人確認のために以下の書類が必要となります。郵送の場合は、該当書類のコピーを同封してください。

代理権の確認（原本）		代理人の身元確認（複写可）		本人の個人番号確認（複写可）
・各様式内の委任欄 ・委任状（マイナンバー取扱業務を委任されていることを確認できるもの） のいずれか	＋	・運転免許証 ・パスポート等 のいずれか ＋ 代理人が社労士事務所等の法人の場合、上記書類は不要ですが、書類持参の際には、社員証等で持参者の方がその法人に属していることを確認させて頂きます。	＋	・個人番号カード ・通知カード ・住民票（番号付き） のいずれか

○その他の注意点

★当組合は、マイナンバーの取得に備え、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインに基づいて、組織的・人的・物理的・技術的安全管理措置を講じております。これは、当組合が書類を受け取った時点から責任を持って安全管理を行うもので、それまでに発生しうる事故について補償するものではありません。届出等の提出方法については、事業主の責任において十分なご配慮をお願いいたします。

＊例えば、郵送での提出の場合、方法の指定は特にございませんが、より**安全な書留等**を推奨します。また、歯科材料店等の業者さん等を介してのご提出は今後お控えください。

★特定個人情報を取り扱うことに伴い、より厳重な確認作業等を要することになるため、今後は被保険者証等の即時発行に対応できなくなります。お手続きの際は、余裕を持ってご準備くださいますようお願いいたします。

個人番号の記載が必要な国民健康保険関係の届出様式一覧

届出書等の様式変更	提出者	個人番号を取得する際の本人確認措置	申請に必要な書類	代理人を介さない		代理人を介す		
				個人番号確認書類※1	身元確認書類	個人番号確認書類※1	代理権の確認書類	代理人の身元確認書類※3
資格取得届（従業員・家族）	事業主	事業主において実施	住民票（マイナンバー記載あり）	不要	不要	不要	必要	必要
資格喪失届（従業員・家族）	事業主	事業主において実施	被保険者証（返却）	不要	不要	不要	必要	必要
住所氏名変更届	組合員	歯科医師国保組合において実施	住民票（マイナンバー記載あり） 氏名変更時は被保険者証（返却）	△※2	必要	△※2	必要	必要
遠隔地交付申請書（遠）	組合員	歯科医師国保組合において実施	住民票（マイナンバー記載あり）	△※2	必要	△※2	必要	必要
遠隔地交付申請書（学）	組合員	歯科医師国保組合において実施	住民票（マイナンバー記載あり） 在学証明書	△※2	必要	△※2	必要	必要
紛失再発行申請書	組合員	歯科医師国保組合において実施		必要	必要	必要	必要	必要
高額療養費支給申請書	組合員	歯科医師国保組合において実施	領収証のコピー	必要	必要	必要	必要	必要
限度額適用認定申請書	組合員	歯科医師国保組合において実施	所得証明書類	必要	必要	必要	必要	必要
移送費支給申請書	組合員	歯科医師国保組合において実施	移送に要した費用の領収証	必要	必要	必要	必要	必要
療養費支給申請書※4	組合員	歯科医師国保組合において実施	療養に要した費用の証拠書類 （詳細は別途お問い合わせ下さい）	必要	必要	必要	必要	必要

※1　過去に一度本人確認の上でマイナンバーを提出しており、当組合のシステムにその記録がある場合は、番号確認書類の省略が可能です。
※2　マイナンバー記載ありの住民票を届出書等に添付している場合は、それを番号確認書類とすることができます。
※3　代理人が社労士事務所等の法人の場合、免許証等の代理人の身元確認書類は不要ですが、書類持参の際には、社員証等で持参者の方がその法人に属していることを確認させて頂きます。
※4　柔道整復師（整骨院・接骨院）、はり・きゅう、あん摩・マッサージの療養費は除きます。

書類提出にあたって・・・

注意事項

個人番号の管理を正確に行うため、下記の点に留意して下さい。

○届出の提出にあたっては、本人または代理人が直接持参されるか、郵送の場合は安全な書留等で提出して下さい。

○直接事務局へ書類提出をする場合は、事務局の業務時間内のみとします。

平　日：8：30～17：30
土曜日：8：30～12：30

○歯科医師会館１階に設置しているポストには投函しないでください。

○郵送する場合は、「鹿児島県歯科医師国民健康保険組合」宛てに送付して下さい。

鹿児島県歯科医師会や鹿児島市歯科医師会宛ての封筒に書類を同封して送付しないでください。

○マイナンバー記載欄のない届出用紙（資格取得届・資格喪失届等）は、使用できません！！

旧様式で提出をした場合は再提出を依頼します。
新様式に変更になった届出、申請書と変更のない申請書がありますので、ご注意ください。

個人番号（マイナンバー）は、特定個人情報にあたる大切な情報です。そのため、国保組合の事務担当者以外が個人番号の記載されている書類を見ることは禁止されています。
事務担当者以外が個人番号を見ることのないよう、上記の点に留意して書類提出を行なって下さい。

※諸手続きを社労士等に依頼している場合は、本組合の対応について情報提供を行なって下さい。